

新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（第1版）

令和2年6月1日

株式会社おもしろ旅行社

株式会社おもしろ旅行社では、2020年5月14日以降随時更新されている「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」や国土交通省が公表している「新しい旅のエチケット」等を踏まえた旅行業務を行います。新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、事業者側の受け入れ体制等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととします。

【具体的な感染防止対策】

基本原則

- ・従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保するよう努める。
- ・感染防止のための来店人数の調整（店頭での旅行相談業務、手続き時等に密にならないように対応。）
- ・旅行会社店舗入口及び店舗内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及びお客様に対する周知）
- ・店舗等の換気や定期的な消毒
- ・お客様に旅行時の感染防止対策を周知・啓発し対策の実行への理解と協力を依頼する。

【旅行業務取扱上における対策】

（1）単品（交通・宿泊など）（手配旅行）

- ・手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。
- ・手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮する。

（2）日帰りの地域密着型ツアー（募集型企画旅行「おとなの遠足シリーズ」）

- ・募集型企画旅行において手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。

*重複するのでここでは割愛するが以下にも関連項目あり

（3）団体旅行（日帰りバスツアーを含む）（受注型企画旅行、手配旅行）

①旅行の企画

- ・感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意
- ・旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないこと

を確認する。

②企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

- ・ 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。

③旅行実施判断（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部 第 17、18 条関係）

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。

- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返す。

④旅行実施に関する助言（手配旅行）

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

⑤三密リスクを下げる旅程管理

ア 交通機関

- ・ 旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

イ 宿泊

- ・ 宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

ウ 観光

- ・ 観光地では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう、ガイドレシーバーまたは拡声器を利用したガイディング等を行う

- ・ 観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

エ 食事

- ・ 食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

- ・ その他の場所での食事においても、食事時の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、距離の確保に留意。

- ・食事施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることに留意（従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど）
- ・人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事時の感染リスクを低減する。

オ 添乗員

- ・手洗い、うがい、咳エチケットの励行
- ・就業中はマスク着用
- ・健康状態管理。（検温などを実施）
- ・ソーシャルディスタンスを考えながらお客様と接する指導
- ・非接触型検温器を持参
- ・拡声器を持参

⑥添乗員が付かない場合は、旅行サービス提供事業者と協力して旅程管理を行う。

⑦旅行参加者の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

- ・出発前に旅行参加者の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している方には、旅行参加を遠慮していただく。
- ・旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。
- ・体調不良となり離団した旅行参加者が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備する。
- ・旅行中、旅行参加者には熱中症予防に配慮の上、マスクの着用を要請する。
- ・旅行参加者が旅行帰着後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう依頼する。
- ・旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を2週間保存する。

●イベント・コンベンション

- ・イベント・コンベンション業界の安全対策に準じること。

その他旅行業ガイドラインに準じます。